

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年6月30日
【発行者の名称】	株式会社テクノクリエイティブ (techno-creative CO., LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 三嶋 一秀
【本店の所在の場所】	熊本市中央区神水二丁目9番1号
【電話番号】	096-386-2360
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画室 室長 松田 英明
【担当F-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当F-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当F-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当F-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2025年7月8日にFukuoka PRO Marketへ上場する予定であります。 上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社テクノクリエイティブ https://www.techno-creative.co.jp/ 証券会員制法人福岡証券取引所 https://www.fse.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. Fukuoka PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、Fukuoka PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4 【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. Fukuoka PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、Fukuoka PRO Marketにおいては、F-Adviserが重要な役割を担います。Fukuoka PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するF-Adviserを選任する必要があります。F-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、福岡証券取引所のホームページ等に掲げられるFukuoka PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 福岡証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 (中間)	第26期 (中間)	第27期 (中間)	第25期	第26期
会計期間	自 2022年10月 至 2023年 3月	自 2023年10月 至 2024年 3月	自 2024年10月 至 2025年 3月	自 2022年10月 至 2023年 9月	自 2023年10月 至 2024年 9月
売上高 (千円)	3,253,871	2,937,392	2,983,838	6,250,072	5,843,347
経常利益又は経常損失(△) (千円)	276,086	89,790	△19,340	458,993	108,427
中間(当期)純利益又は中間純損失(△) (千円)	130,409	57,065	△25,278	298,757	32,297
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
純資産額 (千円)	638,142	833,555	779,508	806,490	808,787
総資産額 (千円)	2,779,665	3,508,266	5,723,864	3,984,399	3,707,346
1株当たり純資産額 (円)	319.07	416.77	389.75	403.24	404.39
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	15.000 (—)	2.000 (—)
1株当たり中間(当期)純利益 又は1株当たり中間純損失(△) (円)	65.20	28.53	△12.63	149.37	16.14
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	23.0	23.7	13.6	20.2	21.8
自己資本利益率 (%)	22.8	6.8	△3.2	45.5	3.9
株価収益率 (倍)	21.56	49.28	△111.32	9.4	87.1
配当性向 (%)	—	—	—	10.0	12.3
営業活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	185,022	△49,055	68,190	565,726	△201,510
投資活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	△30,921	△267,437	△2,075,184	△535,472	△544,854
財務活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	△57,738	△404,511	1,887,352	864,620	△59,263
現金及び現金同等物の中間期 末(期末)残高 (千円)	1,144,073	1,221,581	1,017,315	1,942,585	1,136,956
従業員数〔外、平均臨時雇 用人員〕 (名)	1,294 〔—〕	1,166 〔—〕	1,065 〔—〕	1,218 〔—〕	1,143 〔—〕

(注) 1. 当社は(中間)連結財務諸表を作成しておりませんので、(中間)連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第25期(中間)及び第26期(中間)及び第27期(中間)の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
6. 第25期及び第26期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条3項の規定に基づき、和泉監査法人により監査を受けており、第25期(中間)及び第26期(中間)の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条3項の規定に基づき、和泉監査法人により中間監査を受けております。また、第27期(中間)の中間財務諸表については、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例」第110条5項の規定に基づき、和泉監査法人による期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,065	38.8	4.5	3,428

- (注) 1. 平均年間給与は、賞与、基準外賃金及び通勤手当を含んでおります。
 2. 当社の事業は総合エンジニアリング事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間（2024年10月1日～2025年3月31日）における我が国経済は、引き続き緩やかな回復基調を維持しました。経済成長は続いているものの、成長の主因は輸入減少による純輸出の押し上げ効果が大きく、内需の回復は依然として力強さを欠いています。企業収益は全体として改善傾向にあり、特に中堅・中小企業の利益が回復しています。雇用環境も引き続き安定しており、賃金も上昇傾向が見られますが、物価上昇の影響もあり、個人消費は持ち直しの動きを見せつつも一部に弱さが残っています。設備投資については、デジタル化や省力化、カーボンニュートラル対応など中長期的な課題への対応が進み、底堅く推移しています。

海外経済について見ると、米国では政策金利の引き下げが始まったものの、インフレ率は依然として高水準で、金融政策は慎重な運営が続いています。個人消費は堅調ですが、追加関税措置など新政権の政策による景気への影響が注目されています。欧州ではエネルギー価格の高止まりや地政学リスクの影響が残る一方、物価の沈静化や賃金上昇を背景に、景気は徐々に回復基調へと転じつつあります。中国経済は不動産市場の低迷や個人消費の停滞により減速傾向が続いていますが、政府の景気刺激策が一定の下支えとなっています。また、米国新政権による通商政策の見直しや関税拡大は、サプライチェーンの分断リスクや企業のコスト増、輸出競争力の低下につながる懸念があります。加えて、ウクライナ情勢の長期化や中東地域の緊張はエネルギー・資源価格の変動要因となり、企業や家計の負担増につながっています。為替市場も変動が続いており、企業収益への影響が引き続き注視されています。

当社を取り巻く事業環境については、生成AIやデジタル技術の進展を背景に、デジタルトランスフォーメーション（DX）需要が底堅く推移しています。生成AIの導入やセキュリティ対策、老朽化したシステムの刷新を目的とした投資需要が拡大しており、国内外におけるデータセンター建設やクラウド活用が加速しています。半導体製造装置市場では、2025年の世界市場規模が前年比約17%増の1,280億米ドル（SEMI予測）と過去最高を更新する見通しであり、AIやデータセンター向けの旺盛な需要を背景に、アジアや米国、日本国内での新工場稼働や投資が続いています。先端ロジックおよびメモリー分野向けの装置販売も堅調に推移しています。一方で、中国市場については需要の一巡や在庫調整の動きが見られ、地政学リスクやサプライチェーン再編の影響も引き続き注視が必要となっています。

こうした経営環境の中、当社は顧客企業の多様なニーズに応えるため、戦略的に事業基盤の強化を進めてまいりました。システムインテグレーション部門では、ビジネスエンジニアリング株式会社のmcframeエンジニアリングパートナーとして、製造業向け基幹システムの高度なインテグレーション体制の強化や専門技術の高度化に取り組むとともに、新たな収益案件の獲得や先行投資も推進しております。また、エンジニアリング部門では、前期に増築したファクトリーセンター大津の新棟および新たな生産拠点として開設したファクトリーセンター広川の本格稼働が順調に進み、生産能力の拡大とともに、事業継続計画（BCP）の強化にもつなげています。

その結果、当中間会計期間の売上高は2,983,838千円（前年同期比1.5%増）となりました。一方、システムインテグレーション事業において先行投資による余剰人員が発生したことから、営業利益は35,812千円（前年同期比59.6%減）、経常損失は19,340千円（前年同期経常利益89,790千円）、中間純損失は25,278千円（前年同期中間純利益57,065千円）となりました。なお、当社は総合エンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は1,017,315千円（前事業年度比119,641千円減）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は68,190千円となりました。これは主に減価償却費31,160千円計上によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は2,075,184千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出2,068,773千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は1,887,352千円となりました。これは長期借入金の借入による収入1,577,000千円及び短期借入金の増加409,000千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は総合エンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 生産実績

当社は役務提供を中心とした総合エンジニアリング事業を行っており、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注実績

生産実績と同様の理由により、記載を省略しております。

(3) 売上実績

当社が営んでいる事業では販売実績という定義は実態にそぐわないため、売上高で表示しております。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	
	売上高(千円)	前年同期比(%)
総合エンジニアリング事業	2,983,838	101.5
合計	2,983,838	101.5

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間会計期間 自 2023年10月1日 至 2024年3月31日		当中間会計期間 自 2024年10月1日 至 2025年3月31日	
	売上高(千円)	割合(%)	売上高(千円)	割合(%)
㈱荏原製作所	521,005	17.7	694,426	23.2

参考までに、形態別の内訳を示すと以下の通りであります。

形態別名称	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	
	売上高(千円)	前年同期比(%)
エンジニアリング事業	1,535,053	112.1
システムインテグレーション事業	1,448,784	92.3
合計	2,983,838	101.5

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、当社株式の証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行っております証券市場Fukuoka PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当F-Adviserとの契約の解除に関する事項について

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行っております証券市場 Fukuoka PRO Market に上場予定となっております。当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、Fukuoka PRO Market上場企業は、福岡証券取引所より認定を受けたいずれかの担当F-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「F-Adviser契約」という。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がF-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」という。)であり、同社とのF-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、F-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもF-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当F-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のFukuoka PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<F-Adviser契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がF-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
 - ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
 - ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること
- また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでF-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社(以下「甲」という)がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(株式会社日本M&Aセンター(以下「乙」という)が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁

判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) Fukuoka PR0 Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は

一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) Fukuoka PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにFukuoka PRO Marketに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなること が確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がFukuoka PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対応方針(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収への対応方針の発動の時点の株主に割り

当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d Fukuoka PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e Fukuoka PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がFukuoka PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

甲がFukuoka PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がFukuoka PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは福証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が福岡証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、F-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生していません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当中間会計期間の財政状態につきましては、次のとおりです。

(流動資産)

当中間会計期間における流動資産の残高は、2,089,758千円(前期末比15,009千円減)となりました。
これは主に、現金及び預金の減少107,641千円等によるものです。

(固定資産)

当中間会計期間における固定資産の残高は、3,634,105千円(同2,031,527千円増)となりました。これは主に、土地の増加916,119千円及び建設仮勘定の増加1,125,543千円等によるものです。

(流動負債)

当中間会計期間における流動負債の残高は、1,468,884千円(同534,086千円増)となりました。
これは主に1年内返済予定の長期借入金の増加21,857千円及び短期借入金の増加409,000千円、未払消費税等の増加82,397千円等によるものです。

(固定負債)

当中間会計期間における固定負債の残高は、3,475,471千円(同1,511,710千円増)となりました。これは主に、長期借入金の増加1,509,494千円等によるものです。

(純資産)

当中間会計期間における純資産の残高は、779,508千円(同29,278千円減)となりました。これは、繰越利益剰余金の減少29,678千円等によるものです。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当社は、当中間会計期間において、経営資源の再配置と効率を図るため、ファクトリーセンター北九州を閉鎖し、工場設備等を除却又は他拠点へ転用しております。当該工場にかかる設備等の期首帳簿価額は、930千円で業績に与える影響は軽微であります。

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)							従業員数 (名)
		建物 及び構築 物	土地 (面積㎡)	車両 運搬具	機械 装置	器具及び 備品	ソフト ウェア	合計	
熊本本社・開発センター (熊本県熊本市中央区)	本社・開発センター・研修センター	30,380	37,190 (248.56)	12,343	—	6,867	6,309	93,091	389
テクノマンション 大津 (熊本県菊池郡)	寮	288,936	38,926 (1,032.17)	—	—	—	—	327,863	—
社員寮 [建設中] (熊本県菊池郡)	寮	—	125,919 (3,114.63)	—	—	—	—	125,919	—
ファクトリーセンター南関 (熊本県玉名郡)	工場	30,721	25,000 (3,368.96)	—	—	2,428	—	58,150	15
広川支店・開発センター・ファクトリーセンター広川 (福岡県八女郡)	支店・開発センター・工場	194,022	—	—	—	8,715	617	203,354	106
東京支社 (東京都新宿区)	支社	5,579	—	—	—	571	—	6,151	90
名古屋支社・開発センター (愛知県名古屋市中村区)	支社・開発センター	11,427	—	—	—	1,334	904	13,667	63
大阪支社 (大阪府大阪市中中央区)	支社	142	—	—	—	231	—	374	74
北九州支店 (福岡県北九州市小倉北区)	支店	760	—	—	—	—	—	760	53
福岡サテライトオフィス (福岡県福岡市)	開発センター・研修センター	404	—	—	—	—	1,653	2,058	5
大分支店・開発センター (大分県大分市)	支店・開発センター	4,072	—	—	—	308	—	4,380	84
ファクトリーセンター大津 (熊本県菊池郡)	工場	503,712	454,617 (15,676.44)	—	1,805	609	—	960,745	95

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(千円)							従業員数 (名)
		建物 及び構築 物	土地 (面積㎡)	車両 運搬具	機械 装置	器具及び 備品	ソフト ウェア	合計	
福岡支社・開発センター (福岡県福岡市博多区)	支社・開発センター	11,200	—	—	—	1,682	—	12,882	91
ファクトリーセンター益城 [建設中] (熊本県上益城郡)	工場	—	566,879 (13,705.22)	—	—	—	—	566,879	—

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資金額		資金調達 方法	着手及び完了予定月		完了後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
ファクトリーセンター益城 (熊本県上益城郡)	生産工場 建物・設備	2,480,000	1,366,640	借入金	2025年 1月	2025年 12月	—

(注) 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(2025年3月31日)(株)	公表日現在発行数(2025年6月30日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年3月31日	—	2,000,000	—	50,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社松濤	熊本県熊本市中央区神水1丁目38番10号	1,999,900	99.99
株式会社アセット・クラフト・カンパニー	熊本県熊本市北区龍田2丁目14番23号	100	0.01
計	—	2,000,000	100.00

- (注) 1. 株式会社松濤は当社代表取締役三嶋 一秀が代表を務める親会社であります。
2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,000,000	20,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 2,000,000	—	—
総株主の議決権	—	20,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 2024年10月から2025年3月については、売買実績はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

なお、2025年3月27日付の取締役会書面決議において、取締役の異動を次のとおり決定しております。

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
専務取締役 コーポレート部部长	専務取締役	小田 進二	2025年4月1日
取締役 経営企画室室長	取締役 コーポレート部部长 内部監査室室長	松田 英明	2025年4月1日

第6 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。なお、当社の中間財務諸表は第一種中間財務諸表です。
- (2) 当社の中間財務諸表は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第115条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間(2024年10月1日から2025年3月31日まで)の中間財務諸表について、和泉監査法人の期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当中間会計期間 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,357,003	1,249,362
受取手形、売掛金及び契約資産	644,122	745,705
仕掛品	13,198	16,700
原材料	6,667	14,836
前渡金	44,575	30,000
前払費用	33,438	33,892
未収消費税等	3,122	—
その他	8,719	5,942
貸倒引当金	△6,080	△6,682
流動資産合計	2,104,768	2,089,758
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,080,707	1,059,664
構築物(純額)	22,789	21,697
機械装置(純額)	—	1,805
工具器具備品(純額)	21,603	22,749
土地	332,413	1,248,532
車両運搬具(純額)	3,874	12,343
建設仮勘定	1,000	1,126,543
有形固定資産合計	1,462,387	3,493,336
無形固定資産		
ソフトウェア	9,579	9,485
水道施設利用権	—	589
無形固定資産合計	9,579	10,075
投資その他の資産		
出資金	40	40
長期前払費用	1,295	946
繰延税金資産	82,965	78,078
その他	46,309	51,629
投資その他の資産合計	130,610	130,693
固定資産合計	1,602,578	3,634,105
資産合計	3,707,346	5,723,864

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当中間会計期間 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	54,644	76,857
短期借入金	71,000	480,000
1年内返済予定の長期借入金	251,120	272,978
1年内償還予定の社債	50,000	50,000
未払金	33,452	49,262
未払費用	293,893	295,485
未払法人税等	7,694	952
未払消費税等	—	82,397
預り金	71,973	70,083
賞与引当金	96,673	89,143
その他	4,346	1,724
流動負債合計	934,798	1,468,884
固定負債		
社債	300,000	300,000
長期借入金	1,485,150	2,994,645
役員退職慰労引当金	62,391	64,396
退職給付引当金	116,218	116,429
固定負債合計	1,963,761	3,475,471
負債合計	2,898,559	4,944,356
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
利益剰余金	758,787	729,508
株主資本合計	808,787	779,508
純資産合計	808,787	779,508
負債純資産合計	3,707,346	5,723,864

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
売上高	2,937,392	2,983,838
売上原価	2,470,180	2,526,955
売上総利益	467,211	456,882
販売費及び一般管理費	※1 378,357	※1 421,069
営業利益	88,853	35,812
営業外収益		
受取利息	5	243
不動産賃貸収入	9,741	10,830
助成金収入	3,400	5,414
その他	2,009	251
営業外収益合計	15,157	16,740
営業外費用		
支払利息	6,989	15,554
電子記録債権売却損	1,430	796
社債利息	947	813
社債発行費	541	—
資金調達費用	—	49,000
不動産賃貸費用	4,118	5,374
その他	192	353
営業外費用合計	14,220	71,893
経常利益又は経常損失(△)	89,790	△19,340
特別利益		
固定資産売却益	—	1,710
特別利益合計	—	1,710
特別損益		
固定資産除却損	—	1,808
特別損失合計	—	1,808
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	89,790	△19,438
法人税、住民税及び事業税	24,146	953
法人税等調整額	8,578	4,887
法人税等合計	32,725	5,840
中間純利益又は中間純損失(△)	57,065	△25,278

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	89,790	△19,438
減価償却費	17,450	31,160
賞与引当金の増減額(△は減少)	9,138	△7,529
受注損失引当金の増減額(△は減少)	△2,262	—
退職給付引当金の増減額(△は減少)	4,525	210
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	2,900	2,005
貸倒引当金の増減額(△は減少)	239	601
受取利息	△5	△243
不動産賃貸収入	△9,741	△10,830
助成金収入	△3,400	△5,414
固定資産売却損益(△は益)	—	△1,710
固定資産除却損益(△は益)	—	1,808
支払利息	6,989	15,554
資金調達費用	—	49,000
不動産賃貸費用	4,118	5,374
売上債権の増減額(△は増加)	△41,385	△101,127
棚卸資産の増減額(△は増加)	393	△11,670
仕入債務の増減額(△は減少)	8,936	22,213
その他	1,636	117,517
小計	89,323	87,479
利息の受取額	5	243
利息の支払額	△7,431	△17,251
法人税等の支払額	△134,352	△7,695
助成金の受取額	3,400	5,414
営業活動によるキャッシュ・フロー	△49,055	68,190
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△262,089	△2,068,773
無形固定資産の取得による支出	△1,573	△2,333
有形固定資産の売却による収入	—	5,584
投資不動産の賃貸による収入	9,741	10,830
投資不動産の賃貸に係る支出	△1,445	△2,403
定期預金預入による支出	△12,000	△12,000
敷金及び保証金の回収による収入	22	743
敷金及び保証金の支払による支出	△83	△6,681
その他	△10	△151
投資活動によるキャッシュ・フロー	△267,437	△2,075,184

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減	100,000	409,000
長期借入れによる収入	—	1,577,000
長期借入金の返済による支出	△74,511	△94,647
社債の償還による支出	△400,000	—
配当金の支払額	△30,000	△4,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△404,511	1,887,352
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△721,003	△119,641
現金及び現金同等物の期首残高	1,942,585	1,136,956
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 1,221,581	※1 1,017,315

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
役員報酬	33,000千円	36,000千円
給与手当	136,447千円	155,747千円
賞与引当金繰入額	20,222千円	18,000千円
減価償却費	7,766千円	11,536千円
貸倒引当金繰入額	239千円	601千円
役員退職慰労引当金繰入	2,900千円	2,005千円
退職給付費用	2,572千円	2,151千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金	1,429,624千円	1,249,362千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△208,043千円	△232,046千円
現金及び現金同等物	1,221,581千円	1,017,315千円

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年12月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	30,000	15	2023年9月30日	2023年12月27日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,000	2	2024年9月30日	2024年12月26日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

区分	前中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
一時点で移転される財又はサービス	29,897	312
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	2,907,494	2,983,526
顧客との契約から生じる収益	2,937,392	2,983,838
その他の収益	—	—
売上高合計	2,937,392	2,983,838

(セグメント情報)

【セグメント情報】

当社は、総合エンジニアリング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
1株当たりの中間純利益又は1株当たりの中間純損失(△)	28円53銭	△12円63銭
中間純利益又は中間純損失(△)(千円)	57,065	△25,278
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額又は中間純損失金額(△)(千円)	57,065	△25,278
普通株式の期中平均株式数(株)	2,000,000	2,000,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年6月30日

株式会社テクノクリエイティブ
取締役会 御中

和泉監査法人
東京都新宿区

代表社員

公認会計士

諏訪 裕一郎

業務執行社員

代表社員

公認会計士

山下 聡

業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社テクノクリエイティブの2024年10月1日から2025年9月30日までの第27期事業年度の中間会計期間(2024年10月1日から2025年3月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テクノクリエイティブの2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上